

令和2年12月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和2年12月22日(火) 午後1時00分～午後2時20分

2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F

3. 出席者 教育長及び委員

教育長 高澤 茂夫

委員 武井 紀夫

委員 渡部 佳子

委員 豊田 雅之

委員 井上 美鈴

職 員

教育部長 岩埜 伸二

教育部次長兼教育総務課長 中村 伸一

教育部参事兼学校教育課長 今井 克彦

学校給食課長 重城 秋子

生涯学習課長 鈴木 和代

文化課長 小高 幸男

まなび支援センター所長 前田健太郎

学校給食センター主査 小泉 仁美

図書館長 森田 益央

郷土博物館金のすず副館長 稲葉 昭智

中央公民館長 星野 隆弘

資産管理課長 佐藤 慎吾

(会議事務局)

教育総務課課長補佐 古賀佳代子

教育総務課主任主事 萩原奈央子

4. 傍聴人数 0名(非公開議案1件)

5. 議 案

議案第25号 木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

6. 報告事項

報告第14号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定)について

報告第15号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案(令和2年度教育費12月補正予算案)について

7. 議事大要

○高澤教育長

定刻となりましたので、令和2年12月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、渡部委員にお願いいたします。また前回、11月定例会議の会議録につきましては、武井委員と私で、それぞれ確認、署名いたしました。

それでは、議案の審議に入ります。はじめに、議案第25号「木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○中村教育部次長

議案第25号「木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。本議案は電子書籍の貸し出しを導入することに伴い、関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により議決を得ようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案資料5ページ及び6ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所につきましては電子書籍の導入に伴い、第5条図書の利用場所における図書館資料の定義から電子書籍を除くことを明記いたしました。また第6条貸出しの手続きについては、図書及び電子書籍とすることにより、電子書籍の貸出しに対応させたほか、利用者の区分を市内在住者とそれ以外だけではなく、市内在勤・在学者についても区別できるよう、手続き書類の提示について追加しております。書類の変更につきましては、あわせて別記第1号様式を4ページのとおり市内在勤・在学者用の欄を追加した形に改正することといたしました。5ページにお戻りください。第6条第6項については、利用申し込みの記載事項に変更があった場合の規定を追加いたしました。第7条、第8条につきましては、電子書籍の貸し出しを受けるにあたっての規定をそれぞれ追加するものでございます。なお、この規則は、令和2年12月23日から施行いたします。実際の電子書籍の貸出し開始につきましては1月中旬頃を予定しております。

説明は以上でございます。

○森田図書館長

では、私のほうから補足説明をさせていただきます。電子書籍の貸し出しまでにかかるスケジュールでございますが、本日、規則改正の議決を頂けましたら、明日より施行いたします。あわせて市の定例記者会見がございますので、そちらで説明をさせていただきます。令和3年1月13日（水）午後1時より電子書籍の貸出しサービスを開始する予定でございます。貸出し対象となる書籍ですが、7,937冊でございます。利用者につきましては、議案の改正にも記載してありますように本市に在住・在勤・在学している方となります。なお、図書館カード自体は市外の方でも作ることができ、いわゆる紙の本につきましては自由に借りていただくことができます。しかしながら、電子書籍につきましては業者との契約の都合上、本市に在住・在勤・在学している方が対象ということで今回改正をさせていただきます。電子書籍利用の際は、本市の図書館カード及び接続するためのパスワードが必要となるため、明日より図書館にてパスワード

の交付を開始いたします。

○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○井上委員

電子書籍の貸出し冊数は一度に2冊までということですが、具体的にどのような借り方になるのでしょうか。

○森田図書館長

利用方法ですが、図書館のホームページ内に電子書籍の貸出しページがございます。そちらのページに入ってくださいますと、利用者のID及びパスワードを入力する画面に移ります。IDは図書館カードに記載しております数字でして、パスワードは先ほどご説明いたしました、明日より発行する文字列となります。なお、こちらのパスワード発行につきましては本人確認等もございますので、一度図書館に足をお運びいただく必要がございます。パスワードが発行されましたら、以降は電子書籍のページでIDとパスワードを入れていただければどこでも入れるようになりますので、ご自身のスマートフォン、パソコン等で自由にアクセスしていただき、借りることが可能です。

○井上委員

では読み終わった場合は、例えば「返す」といったボタン等があり、それを押すと返却したことになり、新しい本が借りられることになるのでしょうか。

○森田図書館長

おっしゃる通りでございます。なお、延長の手続きをしない限りは2週間で自動的に返却となりますので、その場合もまた改めて借りていただく必要がございます。2週間より前に読み終わり返していただくときは、先ほど委員おっしゃったような手続きで返却いただくこととなります。

○高澤教育長

電子書籍についてですが、こういったシステムはかなり近隣市でも進んでいるのでしょうか。

○森田図書館長

本市が千葉県内では3例目となります。1例目が流山市、その次が八千代市でございます。ただ流山市、八千代市につきましてはそれぞれ2013年、2015年に導入しておりますので、コロナとは関係なく電子図書館サービスが始まってすぐの頃に導入したものととなります。なお、このコロナ禍で電子図書館サービスを入れる検討・動きがございますのが3市ほどあると聞いております。まだ確定ではございませんが、船橋市、館山市が近日中に導入するのではないかとの話を伺っております。千葉県図書館につきましては、検討をしているが予算の関係もあり、すぐには難しいのではないかとのことでした。

○豊田委員

以前にご説明があったら申し訳ないのですが、電子書籍において同じ本を複数人が一度に借りるといったことはできるのでしょうか。

○森田図書館長

先ほど、開始時の提供冊数を7,937冊と申し上げましたが、7,000冊につきましてはスタートパックと申しまして、初期導入時にあわせて入れられるものとなり、こちらはもう著作権が切れているものになりますので複数の方が読むことが可能です。しかしながら、残りの937冊につきましてはライセンスが2種類ございます。1つは一度ライセンスを購入すると永久的に使えるものでして、こちらが530冊です。もう1つとして、2年ないしは52回使用するとライセンスが切れるものが407冊ございます。これらの本につきましては、複数の方は読めないものとなります。もし読みたい本がすでに誰かに借りられている場合は予約をかけていただきますと、前の方が返却した時点で連絡が入って読めるようになるというシステムもございますので、そちらをご利用いただければと思います。

○渡部委員

電子図書館サービスを始めるにあたって、市民の方への説明はどのように行う予定なのでしょうか。

○森田図書館長

先ほどご説明いたしましたように、明日市の定例記者会見がございますのでそこでの発表、またホームページ・ポスター等での告知を予定しております。また広報1月号にも掲載いたします。

○井上委員

書籍を借りた方の統計（利用率・年代・男女別等）は取れるものなのでしょうか。20代～40代の方につきましては、既存の電子書籍サービス等を利用されている方もたくさんいらっしゃると思いますが、例えば小中学生で朝読書の時間等がありますよね。そういった時に電子図書館のサービスが気軽に使えるようになると、読書へのハードルが下がるのかなと感じたりもしますが。

○森田図書館長

各図書館の貸出しにかかる統計につきましては、データ上は蓄積されると聞いております。しかしながら、図書館がそれを利用することにつきましてはプライバシー保護等の観点から難しいのではないかとわれております。ただ、電子書籍自体をどういった年代が利用しているのかといった程度であればプライバシーに抵触するようなものではないので、そういったデータは取っていきたいと考えております。

またもう一点、小中学生の利用といったお話がございましたが、今回電子図書館の蔵書構成につきましては、どうしても著作権が切れたものがメインとなっておりますので、文学関係が64%を占めております。その次が社会科学でして11%と続きます。いわゆる児童書の分野においては、34冊しかないのが現状です。理由といたしましては、児童書は他の分野に比べ、そもそも電子書籍化の許諾が得られにくいことがございます。またこちらは特に絵本に言えることですが、見開きを前提として書かれているものが多く、1ページごとにめくっていく電子書籍との相性が良くないこと等が挙げられます。しかしながら、先ほど委員がおっしゃったとおり、現在の情勢の中、とくに小中学校において電子書籍の利用希望の声が高まっていることから、今後は児童書の電子化も進ん

でいくのではないかという期待はございます。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

＜意見なし＞

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第25号「木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告第14号 臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定）について」事務局から説明をお願いいたします。

○中村教育部次長

報告第14号 臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料7ページ及び8ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。12月市議会定例会に提案する教育委員会に係る条例案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、10ページのとおり令和2年11月13日付けで市長から教育委員会教育長に対し意見の聴取がございましたが、12月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、9ページにございますとおり11月18日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、条例案の概要につきましてご説明申し上げます。今回の改正案につきましては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定となりますが、令和2年12月1日に遡って適用するものの改正が11ページから16ページとなります。また、同条例等について、さらに令和3年4月1日から施行するものの改正が17ページから22ページとなります。

それでは、まず令和2年12月1日より適用する条例案につきましてご説明いたします。13ページ以降の新旧対照表をご覧ください。本改正につきましては、いずれも令和2年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職員、常勤特別職の職員、特定任期付職員、会計年度任用職員の令和2年12月期の期末手当支給率の整備をしようとするものでございます。13ページにつきましては一般職員の改正、14ページにつきましては常勤特別職の職員の改正、15ページにつきましては特定任期付職員の改正、16ページにつきましては会計年度任用職員の改正となります。再任用を除く一般職員、常勤特別職の職員、特定任期付職員の12月期の期末手当支給率について、それぞれ0.05月分引き下げようとするものでございます。なお、会計年度任用職員につ

いては勧告の翌年度より給与改定を行うことから、令和2年12月期は引き下げの対象外となっており、一般職員の条例を準用しない形に改正をしております。

続きまして、令和3年4月1日より施行する条例案につきまして、ご説明いたします。

19ページ以降の新旧対照表をご覧ください。本改正につきましても、令和2年人事院勧告等を踏まえ、一般職員、常勤の特別職の職員、特定任期付職員、会計年度任用職員の令和3年6月期及び12月期の期末手当支給率の整備をしようとするものでございます。先ほどと同じく、19ページにつきましては一般職員の改正、20ページにつきましては常勤特別職の職員の改正、21ページにつきましては特定任期付職員の改正、22ページにつきましては会計年度任用職員の改正となります。再任用を除く一般職員、常勤特別職の職員、特定任期付職員、会計年度任用職員の期末手当支給率について、それぞれ6月期と12月期で0.025月分引き下げ、人事院勧告にありました年間で0.05月分の引き下げを行おうとするものでございます。以上が12月市議会定例会に提案されました教育委員会に係る条例案でございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

○武井委員

こちらは減額ということだと思いますが、やはりコロナの影響によるものでしょうか。

○中村教育部次長

あくまで人事院勧告、県の勧告に基づいたものでございますので、コロナが直接的な理由というわけではございません。しかしながら、人事院勧告等につきましては、民間企業の給与等と照らし合わせて勧告を行いますので、今年度コロナの影響で民間の給与が下がっていることと間接的に関係はあると思われま。

○井上委員

規則改正についてですが、ほぼ同じ改正が2回あると思えます。こちらは6月と12月のボーナスをそれぞれ分けて改正しているのでしょうか。

○中村教育部次長

今回の人事院勧告につきましては、年間で100分の5を引き下げるようにということでございます。1つめの改正につきましては、今年度分の期末手当引き下げを規定したものでございます。今年度につきましては、すでに6月の期末手当を支払ってしまっておりますので、12月期末手当で100分の5を引き下げております。一方で、来年度についての改正が2つめになります。来年度は6月、12月の期末手当がございませので、それぞれ按分をして年間で100分の5を引き下げるよう改正するという2段階での調整となります。

○高澤教育長

それぞれの規則で職員の種別が分かれていると思えます。そちらを説明いただけますか。

○中村教育部次長

職員の種別については4区分ございます。まず一般職員ですが、いわゆる私どものような職員を指します。常勤特別職については、市長、副市長、教育長を指します。特定任期付職員ですが、現在市役所にはおりません。何かの事業等を実施するにあたり、専門的な知識・知見が必要となる場合、そういった専門家の方を特定の任期付で採用をするという制度があり、その方に対しての規則となっております。最後に会計年度任用職員ですが、以前は臨時職員とされていた方々となります。年間を通して雇用し、1年ごとの更新となる職員でございます。

○高澤教育長

ほかにご質問・ご意見がなければ、次の報告に移ります。報告第15号 臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和2年度教育費12月補正予算案）について」事務局から説明をお願いいたします。

○中村教育部次長

報告第15号 臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和2年度教育費12月補正予算案）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料23ページ及び24ページをご覧ください。この報告は木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。12月市議会定例会に提案する教育委員会に係る令和2年度12月補正予算案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、28ページのとおり令和2年11月16日付けで市長から教育委員会教育長に対し意見の聴取がございましたが、12月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、25ページにございまして11月25日付けで教育長の臨時代理で処理をし「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、教育委員会に係る12月補正予算案の概要につきましてご説明申し上げます。26ページをご覧ください。今回の補正予算につきましては、はじめに歳入といたしまして補正前予算額（予算現額）18億2,526万2千円であったところ、1,004万4千円を減額し、総額18億1,521万8千円にしようとするものでございます。続きまして27ページをご覧ください。歳出といたしましては、補正前予算額（予算現額）52億4,700万2千円であったところ、50款 教育費を1,057万5千円減額し、総額を52億3,642万7千円にしようとするものでございます。

それでは、歳入・歳出のうち、人件費を除く補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。29ページから38ページまでが、補正予算及び補正予算に関する説明書の教育委員会に関する部分の抜粋でございます。まず歳出をご説明させていただき、その中で関連する歳入をあわせてご説明申し上げます。

34ページをご覧ください。5項 教育総務費、17目 まなび支援センター費、説明欄2. まなび支援センター事業費、(1) 算数・数学検定事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第1回検定が中止となったことにより印刷製本費を25万3千円減額するものでございます。続きまして(2) 幼児言語教室運営事業費につきましては、同

じく新型コロナ感染拡大防止のため、講演会等が中止になったことにより、報奨金等を3万6千円減額するものでございます。続きまして、説明欄3. まなび支援センター管理運営費、(1) まなび支援センター維持管理費5万9千円につきましては、新型コロナ感染拡大のため、各所との連絡等で通信費が増大したことにより増額するものでございます。

続きまして、10項 小学校費、5目 学校管理費、説明欄3. 学校維持管理運営費、(1) 小学校運営費の144万円につきましては、会計年度任用職員の通勤手当について当初予算見込みより減ったことによる減額、一方で新型コロナ感染拡大に伴い保護者等への連絡による通信費の増大により、差額分を増額するものでございます。続きまして、説明欄4. 学校施設改修事業費、(1) 小学校トイレ改修工事費の5万7千円につきましては、工事改修内容の精査の結果、東清小学校の改修工事がなくなったこと、一方で設計施工一括方式となったことから設計業務が増したことにより、差額分を増額するものでございます。恐れ入りますが、関連する歳入といたしまして30ページをご覧ください。60款 国庫支出金、10項 国庫補助金、35目 教育費国庫補助金の5節 小学校費補助金、125万1千円の減額、及び、32ページの95款 市債、5項 市債、40目 教育債の5節 小学校債、760万円の減額が、東清小学校の工事がなくなることによる減額でございます。

34ページにお戻りください。次に、10目 教育振興費、説明欄2. 高柳小学校教育環境等整備事業費100万円につきましては、高柳小学校へ寄附をいただいたことにより増額するものでございます。恐れ入りますが、関連する歳入といたしまして32ページをご覧ください。75款 寄附金、5項 寄附金、30目 教育費寄附金100万円の増額が、先ほどご説明した、寄附金でございます。35ページにお戻りください。

次に、15項 中学校費、5目 学校管理費、説明欄3. 学校維持管理運営費、(1) 中学校運営費12万円につきましては、先ほどご説明いたしました小学校運営費同様、会計年度任用職員の通勤手当の減、一方で保護者等への連絡による通信費の増大により、差額分を増額するものでございます。続きまして、説明欄4. 学校施設改修事業費(1) 中学校トイレ改修工事費の1,204万3千円につきましては、小学校トイレ改修工事費と同様、設計施工一括方式となったことから、設計業務が増したことにより増額するものでございます。恐れ入りますが、関連する歳入といたしまして、30ページをご覧ください。60款 国庫支出金、10項 国庫補助金、35目 教育費国庫補助金の10節 中学校費補助金、129万4千円の増額、及び、33ページの95款 市債、5項 市債、40目 教育債の10節 中学校債、260万円の減額が、設計業務の変更に伴う増額及び減額でございます。

35ページにお戻りください。25項 社会教育費、5目 社会教育総務費、説明欄3. 芸術文化振興事業費(1) 芸術文化振興事業費につきましては、新型コロナ感染拡大防止のため、音楽鑑賞教室が一部中止になったことにより、事業費を100万1千円減額するものでございます。続きまして、(2) 芸術文化に親しむまちづくり振興事業費につきましては、新型コロナ感染拡大防止のため、コンサートが一部中止になったことにより事業費を3万2千円減額するものでございます。続きまして、説明欄4. 文化財保護事業費につきましては、委託事業を入札にしたことによる差額により、事業費を110万6千円減額するものでございます。恐れ入りますが、関連する歳入といたしまして、30ページをお願いいたします。60款 国庫支出金、10項 国庫補助金、35目 教育費国庫補助金、20節 社会教育費補

助金の説明欄 1. 国宝重要文化財等保存整備事業補助金、73万9千円の減額、及び31ページの65款 県支出金、10項 県補助金、40目 教育費県補助金、5節 社会教育費補助金の説明欄 1. 文化財関係県費補助金、14万8千円の減額が本事業の減額に伴う歳入補正予算でございます。35ページへお戻りください。説明欄 5. 遺跡群発掘調査事業費、(1) 農道整備事業（大稲地区）に伴う埋蔵文化財調査事業費につきましては、仮設トイレの使用料の減額等に伴い、事業費を14万8千円減額するものでございます。

続きまして36ページをご覧ください。30目 生涯学習まちづくり推進事業費、説明欄 1. 生涯学習推進事業費、(1) 木更津市生涯学習フェスティバル事業費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業をオンラインで実施したことにより削減できた10万円を減額するものでございます。続きまして(2) 生涯学習市民公開講座事業費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止したことにより28万円を減額するものでございます。次に、30項 保健体育費、20目 学校給食費、説明欄 3. 給食施設費、(1) 給食センター管理運営費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小中学校を休校した期間の光熱水費、委託料として800万円を減額するものでございます。

最後に38ページをご覧ください。こちらは債務負担行為といたしまして、令和2年度分学校給食調理業務委託1億1,800万円が新たに支出予定額として承認されております。

説明は以上でございます。

○武井委員

市債という項目がございますが、例えば国債であれば国民や銀行が買うと思います。市債については財源はどこになるのでしょうか。

○岩埜教育部長

国に財政融資資金という資金がございます。また、市中銀行に借りるといったこともございます。事業によって色々な債権先がございますが、政府関係ですと郵政・財政融資資金、民間ですと先ほど申し上げた市中銀行等になり、大半がこのどちらかからとなります。

○渡部委員

事業が行われなかった場合、今回の補正のように減額をされていると思いますが、それらのお金は元々の財源に返すといった形になるのでしょうか。

○岩埜教育部長

交付金等、国や県からいただいたものは返却となります。市の財源につきましては、財政調整基金というものがございまして、そこに繰り入れていくこととなります。いわゆる貯金に回し、万が一の場合等に支出できるよう調整しております。そういったこともございますので、不用額が出た場合は早めに減額するよう通知されております。

○井上委員

例えば大学等で研究費をいただいた場合、残額が発生するとそもそも要らなかったのではないかということになりますので、ぴったりに使い切らなければならないというように言われるのですが、そういったことは大丈夫なのでしょうか。

○岩埜教育部長

市役所の場合、多いケースとして入札差金というものがございます。例えばある事業

に対して予算100万円があり、しかしながら入札をしたところ80万円で済んだ場合、20万円の差額が出ます。この差額分の20万円を別事業に使えるかといいますと、それはむしろ財政課よりチェックが入ってダメですという形になります。あくまでその予算は当初の目的のために使うものであり、別の目的で使うのであれば改めて協議が必要となりますので、該当事業で使わなかった場合はきちんと返してくださいという考え方となります。

○高澤教育長

ほかにご質問・ご意見がなければ、報告事項につきましては、以上といたします。続きまして、その他の事項につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

・令和3年度教育費当初予算要求について

説明：中村教育部次長、今井教育部参事兼学校教育課長、重城学校給食課長、鈴木生涯学習課長、前田まなび支援センター所長、小泉学校給食センター主査、森田図書館長、稲葉郷土博物館金のすず副館長、星野中央公民館長

・損害賠償の額の決定及び和解について

説明：中村教育部次長

・令和2年12月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について

説明：中村教育部次長

○高澤教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

○渡部委員

電子図書館サービスの利用について、パスワードは図書館に足を運ばないと発行できないというお話があったかと思います。個人情報等の観点からすぐには難しいのかなとも思いますが、お年寄りや何らかの理由で図書館に行きづらい方のために、近くの公民館で手続きができる等の仕組みがあればありがたいのではと感じました。

○森田図書館長

現状、パスワードの発行につきましては電子図書館サービスのシステムを操作する必要がございますので、やはり現時点では公民館等の作業は難しいと考えております。しかしながら、このサービスはそもそもお話のありました高齢者、交通弱者と呼ばれるような方々にも本を読んでいただきたいという点もございますので、個人情報保護等に注意しながら新たな方法について模索してまいりたいと考えております。

○豊田委員

先ほど、畑沢中学校の工作物の件でその他報告がございましたが、地域でよかれと思って設置したものだったと思いますが、今後地域から寄附なりをいただく際のガイドラインを作る等の取り組みはありますでしょうか。

○中村教育部次長

現在も小中学校の運営については保護者・地域の方々にご協力をいただいているとこ

ろでございます。市が関わっていないから補償はしないというわけにはいかないだろうということで今回、補償させていただいたわけですが、今後どのようなものを受け入れていくのかについては学校と調整をさせていただきたいと考えております。

○高澤教育長

本来であれば、市で承認されていないものについては受け入れないというのが筋だという形になります。市に届出いただいて承認してあれば、何かあった際にも補償対象となります。今回の件がありましたので、その後市内の小中学校には校長会を通して改めて通知をしております。

ほかになければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、1月の定例教育委員会会議につきましては、1月12日（火）午後1時から市役所朝日庁舎会議室Eで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○高澤教育長

以上をもちまして、令和2年12月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長
委 員